

## ◆ 大綱の位置付け

この大綱は、平成27年4月1日改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるものです。また、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を定めるものです。

## ◆ 大綱の期間

この大綱の対象期間は、第6次幸手市総合振興計画前期基本計画（期間：2019年度から2023年度まで）との整合性を図るため、2019年度から2023年度までの5年間とします。

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	幸手市教育大綱(第2次)				
	第6次幸手市総合振興計画 前期基本計画				
第3期教育振興基本計画(国)					

## 「子どもがいいきと育ち、子育てしやすいまち」 「市民が学び、市民が活躍できるまち」の実現に向けて

幸手市は、今、新たな一步を踏み出しました。今後は、高い倫理観と誠実、公正、公平をベースに、無理・無駄を省き、効率的で効果的な行政に裏付けされた、未来志向の街づくりを行ってまいります。

未来志向の街づくりを進めるためには、子どもたちが健やかに成長できる環境づくり、子どもたちが輝く教育の推進が必要です。このため、市の責務として、より高い倫理観と豊かな人間性を併せ持つ、魅力あふれる人材の育成、社会において自立的に生きていく力の育成、社会貢献・社会で活躍できる人材の育成、更には海外で飛躍しえる人材育成のための基礎教育を行い、県内トップレベルまでの学力の引き上げに取り組んでまいります。

最後に、子ども達の輝く未来のため、そして、幸手市の更なる発展のため、「子どもがいいきと育ち、子育てしやすいまち」・「市民が学び、市民が活躍できるまち」の実現に向けて、市民の皆様、関係各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。



幸手市長 木村 純夫

(令和2年3月 市長改選に伴い一部修正)



# 幸手市教育大綱 (第2次)



平成31年3月  
埼玉県幸手市

## ◆子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち

### I 学校教育内容の充実

児童・生徒が、主体的・対話的で深い学びによって基礎学力や体力が身につく、豊かな心がはぐくまれる教育の充実を図ります。また、ICT教育やプログラミング教育、外国語及び外国語活動を充実させます。さらに、市内小・中学校、幼稚園、保育所及び関係各署との連携を密にし、早期から就学相談の実施や障がいの程度に応じた指導・支援など、きめ細かい特別支援教育を推進します。教職員については、経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に行うことで、資質の向上を図ります。



外国語の授業

#### — 主な施策 —

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 基礎・基本の充実       | (4) 教育相談の充実   |
| (2) 時代の変化に応じた教育の充実 | (5) 特別支援教育の充実 |
| (3) 指導体制の充実        |               |

### II 学校教育環境の整備

児童・生徒への衛生面、環境面の向上を図るため、学校トイレの洋式化を含めた改修を行います。また、情報社会に対応できる人材を育成するICT教育環境の充実を図るとともに、教育の質を更に高められるよう校務支援環境を整備します。学校給食については、学校給食業務の効率化を図るため、調理業務の民間委託を行うとともに、引き続き、児童・生徒が2人以上いる保護者に対し、2人目以降の学校給食費の保護者負担分を補助します。さらに必要に応じて、柔軟な教育環境の整備について研究します。



学校のトイレ改修

#### — 主な施策 —

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 総合的な教育行政の推進   | (4) 就学・進学への支援 |
| (2) 学校施設の整備・改修    | (5) 地域との交流の推進 |
| (3) 安全で安心な学校給食の運営 |               |

### III 青少年の健全な育成

青少年が心豊かな人間性や社会性、協調性を身につけられるよう、家庭内読書の推進やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発を推進します。また、地域の指導者の協力を得ながら、「放課後子ども教室」や「さって子どもセンター事業」、「子ども大学」を実施するとともに、市内幼稚園や小・中学校PTAによる家庭教育学級の開設を推進します。さらに、各会の代表による青少年問題協議会を開催するとともに、青少年育成推進員による非行防止パトロールや啓発活動を実施するなど、非行防止活動の充実を図ります。



子ども大学さって

#### — 主な施策 —

- |               |
|---------------|
| (1) 青少年活動の充実  |
| (2) 家庭教育の推進   |
| (3) 非行防止活動の充実 |

## 教育、学術及び文化の更なる振興を図るため、 次の5つの基本目標の実現を目指します。



## ◆市民が学び、市民が活躍できるまち

### IV 社会教育の充実

市民一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会教育活動を行う指導者や各種団体との連携を図るとともに、公民館や図書館において様々な世代を対象とした講座を開設します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン事業を実施し、同事業を契機として、文化・スポーツ活動の推進を図ります。さらに、図書館や市民文化体育館の指定管理者と協議しながら、施設運営の効率化と市民サービスの向上を進め、市民が学び成長できる社会教育環境の充実を図ります。



公民館講座

#### — 主な施策 —

- |                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 生涯学習の総合的推進               | (3) 社会教育施設や体育施設の整備・充実 |
| (2) 健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興 | (4) 社会教育団体の育成         |
|                              | (5) 文化芸術活動の振興         |

### V 歴史・伝統文化の継承と活用

市民一人ひとりが歴史・文化を理解し、郷土愛を深め、市に誇りをもてるよう、市指定文化財を拡充し、指定無形文化財の後継者を育成するとともに、地域資源である文化財について情報発信を行います。また、郷土資料館において資料の収集をはじめ、調査・研究、保存・管理、展示・公開、普及・活用を行うとともに、体験学習事業の指導者や古文書整理に携わる市民ボランティアの養成に取り組めます。



幸手市郷土資料館

#### — 主な施策 —

- |                 |
|-----------------|
| (1) 文化財の保護と活用   |
| (2) 文化財の調査と研究   |
| (3) 郷土資料館の活用と充実 |

未来志向の街づくりを進めるため、子ども達の豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ教育の充実と、安心して学ぶことができる学校環境の整備を推進するとともに、地域と協力して青少年の健全育成を推進します。

また、市民が自発的な生涯学習や文化活動に取り組むための学習環境の充実に努めるとともに、一人ひとりが郷土愛を深め、自信と誇りを持って過ごせるような魅力の情報発信を推進します。